

## 「(仮称)大和風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する技術審査会答申(案)の形成

答 申 案	技術審査会からの指摘・質問事項 ※ ○番号は、「資料 1-3」事業者回答と関連しています。	備 考 【 委 員 名 】 ( 専 門 分 野 )
<p><b>【 1 全般的事項】</b></p> <p>(1) 事業実施想定区域(以下「事業区域」という。)は、大部分が県立自然公園船形連峰内に位置しており、また、南側は保安林に指定されているため、事業の実施に当たっては、<u>自然環境への配慮が必要な地域</u>である。</p> <p>特に、事業区域に含まれる特定植物群落及びその周辺の原生林は、船形山から連続する原生林の中でも低標高で残っている地域であり、動物、植物及び生態系にとって保全上の重要度が高いことから、事業区域から除外すること。</p>	<p>① 事業実施想定区域(以下「事業区域」という。)は、大部分が県立自然公園内に位置しており、また、南側は保安林に指定されているため、事業の実施に当たっては、<u>配慮が必要な地域</u>である。</p> <p>特に、事業区域に含まれる特定植物群落及びその周辺の原生林は、船形山から連続する原生林の中でも低標高で残っている地域であるため、動物、植物及び生態系にとって保全上の重要度が高いことから、事業区域から除外すること。</p>	<p>【伊藤委員】 (地形地質) 【太田委員】 (両生・は虫類) 【木村委員】 (水質) 【野口委員】 (植物) 【牧委員】 (植物)</p>
<p>(2) 対象事業実施区域の選定に当たっては、<u>風況等の事業性だけでなく、生活環境や自然環境にも十分配慮した上で複数案を検討すること。</u>特に、<u>南側地域における地形、動物、植物及び生態系等への影響を踏まえ、北側地域のみでの事業可能性について</u>検討し、<u>これらの経緯を方法書に記載</u>すること。</p>	<p>③ 事業区域について、南側地域における地形、動物、植物及び生態系等への影響をふまえ、「宮城県の風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」の配慮・調整エリアではあるが、北側の区域などでの事業可能性についても検討すること。</p> <p>④ 対象事業実施区域の設定に当たっては、風況以外の生活環境や自然環境にも十分配慮した上で複数案を検討し、<u>絞り込みの経緯を明記</u>すること。</p>	<p>【伊藤委員】 (地形地質) 【山本(和)委員】 (日照障害) 【山本会長】 (温室効果ガス)</p>
<p>(3) 事業区域南側の保安林における事業実施可能性を踏まえ、地域の諸計画も確認した上で対象事業実施区域の選定を行うこと。</p>	<p>⑤ 保安林における事業実施の可能性を許可権者へ確認すること。</p> <p>⑬ 宮城県では、保安林指定を解除して風力発電事業を実施した事例がなく、ハードルが高い。大和町の総合計画など地域の基本方針を確認した上で対象事業実施区域の選定を行うこと。</p>	<p>【由井委員】 (鳥類) 【山本会長】 (温室効果ガス)</p>

<p>(4) 事業区域周辺の住民，地元自治体及び関係者に対して，環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに，理解を得ながら事業を進めること。</p>	<p>(審査会の意見として述べる，環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。)</p>	<p>【山本会長】 (温室効果ガス)</p>
--	--	----------------------------

<p><b>【2 個別的事項】</b></p> <p>(1) 水質 事業区域及びその周辺は，水道水源特定保全地域に指定されていることから，<u>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては，水質への影響を調査及び予測し，重大な影響の有無を評価した上で，方法書を作成すること。</u></p>	<p>⑦ 事業区域及びその周辺は，水道水源特定保全地域に指定されているため，水質への影響が最小限となる事業計画とすること。</p>	<p>【木村委員】 (水質)</p>
<p>(2) 地形及び地質</p> <p>イ 事業区域の西側は，<u>_____日本の典型地形（地すべり地）に該当するため，地震ハザードステーション_____等で詳細な位置を把握した上で，調査，予測及び評価をし，重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は，それらの地域及び周辺を事業区域から除外すること。</u></p> <p>ロ 事業区域の東側に存在する土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）を危険渓流の流域も含めて把握した上で，<u>調査，予測及び評価をし，重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は，それらの箇所及び周辺を事業区域から除外すること。</u></p>	<p>⑧ 事業区域の西側は，環境アセスメントの資料等に目的で国土地理院が調査・選定した日本の典型地形（地すべり地）に該当するため，地震ハザードステーションのサイト等で詳細な位置を把握した上で，それらの地域及び周辺を避けて事業区域を選定すること。</p> <p>⑨ 事業区域の東側に存在する土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）を危険渓流の流域も含めて把握した上で，それらの箇所及び周辺における地形の改変を避けること。</p>	<p>【伊藤委員】 (地形地質)</p> <p>【伊藤委員】 (地形地質)</p>
<p>(3) 植物</p> <p>イ 事業区域南東側の吉田川源流付近には，重要な植物群落が局所的に成立する可能性があるため，<u>適切に把握するよう調査手法を設定すること。</u></p> <p>ロ 升沢のオオバヤナギ群落は，<u>_____土砂の流入等により影響を受ける可能性があるため，適切に調査，予測及び評価し，その影響を回避又は十分に低減すること。</u></p>	<p>⑩ 事業区域南東側の吉田川源流付近には，重要な植物群落が局所的に成立する可能性があるため，適切に調査すること。</p> <p>⑪ 升沢のオオバヤナギ群落が，事業区域の斜面下側に位置しているため，土砂の流入等により影響を受ける可能性があるという想定の上で，適切に予測及び評価すること。</p>	<p>【牧委員】 (植物)</p> <p>【野口委員】 (植物)</p>

<p>(4) 人と自然との触れ合いの活動の場 事業区域周辺にあるバードウォッチング等，静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について，適切に調査，予測及び評価し，その影響を回避又は十分に低減すること。</p>	<p>⑫ 事業区域周辺でバードウォッチング等，静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について，予測及び評価を行うこと。</p>	<p>【永幡委員】 (騒音)</p>
<p>(5) 温室効果ガス 森林伐採や土地の改変等の工事及び風力発電施設の製造・輸送・稼働・廃棄による温室効果ガスの環境負荷を考慮した上で対象事業実施区域の選定を行うこと。</p>	<p>⑭ 森林伐採や土地の改変等の工事及び風力発電施設の製造・輸送・稼働・廃棄による温室効果ガスの環境負荷を考慮した上で対象事業実施区域の選定を行うこと。</p>	<p>【山本会長】 (温室効果ガス)</p>

その他

事務局からの確認又は指導事項とし，答申には含めない。

- ② 工事の影響が計画段階配慮事項の選定で除外されているが，影響の有無を判断するため，取付道路計画も含め現段階で想定している計画案を示すこと。  
【太田委員】  
(両生・は虫類)  
【由井委員】  
(鳥類)
- ⑥ 風車の配置エリアとして，風況が良く，地形，植生上の問題も少ない西側南部を選ばなかった理由は何か。  
【由井委員】  
(鳥類)